

「県東地域サイクルツーリズム推進協議会」規約

令和3(2021)年9月10日

(名称)

第1条 この協議会は、県東地域サイクルツーリズム推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、県東地域におけるサイクルツーリズムを推進するため、次の事項について検討や調整を行うことを目的とする。

- (1) 県東地域を代表するモデルルートの設定
- (2) モデルルートにおける取り組み内容
- (3) 取り組み内容のフォローアップ
- (4) その他必要な事項

(委員)

第3条 協議会の委員は、別紙のとおりとする。

- 2 委員の追加及び変更は、協議会の承認を得るものとする。

(座長)

第4条 協議会に座長を置く。

- 2 座長は、事務局から推薦し、委員による確認により定める。
- 3 座長は、議事の進行に当たる。
- 4 座長に事故があるときは、委員のうちから座長が指名する者が、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、協議会の目的を達するまでの期間とする。なお、協議会は、その目的を達したときに解散する。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、栃木県県土整備部交通政策課に置く。

(委員以外の者の出席)

第7条 座長が必要と認めるときは、委員以外の者に対し、協議会に出席してそ

の意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(議事の公開)

第8条 協議会は、原則として公開とし、議事概要は、協議会后ホームページ等で公開する。ただし、特段の理由があるときは、協議会を非公開とすることができる。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事及び運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(附則)

1 本規約は、令和3(2021)年9月 日から施行する。